

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
に基づく事業者設定基準届出書

2026 年 8 月 24 日

中国電力ネットワーク株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
に基づく事業者設定基準届出書

企 託 サ 第 18 号
2026 年 8 月 24 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第25条第5項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第 25 条第 5 項関係]

基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯定額接続送電サービスを設定する。また、臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス、低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また、高圧で供給する場合または特別高圧で供給する場合における標準接続送電サービス料金および時間帯別接続送電サービス料金については、契約者が希望され当社との協議が調ったときは、時間帯区分ごとの最大需要電力を踏まえて割引額を算定のうえ、料金から割り引くものとする。

系統連系受電サービス料金は、基幹系統の将来的な設備投資の効率化および電気の潮流状況の改善に資する効果や、特別高圧系統の将来的な設備投資の効率化に資する効果を踏まえて、割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し、受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象変電所等の場合は、割引区分に応じた割引額を算定のうえ、料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金制

基準託送供給料金は、基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。